

# 平成31年第1回 飯塚市議会会議録第6号

平成31年3月20日（水曜日） 午前10時00分開議

## ○議事日程

日程第23日 3月20日（水曜日）

第1 議案第7号の質疑に対する答弁の訂正

第2 常任委員会委員長報告

1 総務委員長報告（質疑、討論、採決）

- (1) 議案第 1号 平成30年度飯塚市一般会計補正予算（第8号）
- (2) 議案第21号 飯塚市事務分掌条例の一部を改正する条例
- (3) 議案第22号 飯塚市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例
- (4) 議案第29号 飯塚市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例
- (5) 議案第37号 財産の譲渡（関の台公民館敷）
- (6) 議案第39号 飯塚市等公平委員会の共同設置の廃止
- (7) 議案第40号 飯塚市等公平委員会の共同設置
- (8) 議案第41号 福岡州市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び福岡州市町村職員退職手当組合格約の変更

2 福祉文教委員長報告（質疑、討論、採決）

- (1) 議案第 2号 平成30年度飯塚市介護保険特別会計補正予算（第4号）
- (2) 議案第 7号 平成31年度飯塚市介護保険特別会計予算
- (3) 議案第16号 平成31年度飯塚市学校給食事業特別会計予算
- (4) 議案第27号 飯塚市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例
- (5) 議案第28号 飯塚市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例
- (6) 議案第67号 飯塚市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

3 協働環境委員長報告（質疑、討論、採決）

- (1) 議案第 6号 平成31年度飯塚市国民健康保険特別会計予算
- (2) 議案第 8号 平成31年度飯塚市後期高齢者医療特別会計予算
- (3) 議案第15号 平成31年度飯塚市汚水処理事業特別会計予算
- (4) 議案第26号 飯塚市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例
- (5) 議案第30号 飯塚市集会所及び生活館条例の一部を改正する条例
- (6) 議案第31号 飯塚市ふれあい交流センター条例の一部を改正する条例
- (7) 議案第32号 飯塚市廃棄物の減量及び処理の適正化等に関する条例の一部を改正する条例
- (8) 議案第33号 飯塚市斎場条例を廃止する条例
- (9) 議案第35号 財産の譲渡（鶴三緒集会所建物）
- (10) 議案第36号 財産の譲渡（五穀神集会所建物）
- (11) 議案第44号 専決処分の承認（平成30年度飯塚市一般会計補正予算（第7号））
- (12) 請願第17号 「後期高齢者の窓口負担の見直し」にあたり、原則1割負担の継続を求める意見書採択についての請願

#### 4 経済建設委員長報告（質疑、討論、採決）

- (1) 議案第 3 号 平成30年度飯塚市小型自動車競走事業特別会計補正予算（第4号）
- (2) 議案第 4 号 平成30年度飯塚市下水道事業会計補正予算（第3号）
- (3) 議案第 9 号 平成31年度飯塚市住宅新築資金等貸付特別会計予算
- (4) 議案第10号 平成31年度飯塚市小型自動車競走事業特別会計予算
- (5) 議案第11号 平成31年度飯塚市農業集落排水事業特別会計予算
- (6) 議案第12号 平成31年度飯塚市地方卸売市場事業特別会計予算
- (7) 議案第13号 平成31年度飯塚市駐車場事業特別会計予算
- (8) 議案第14号 平成31年度飯塚市工業用地造成事業特別会計予算
- (9) 議案第17号 平成31年度飯塚市水道事業会計予算
- (10) 議案第18号 平成31年度飯塚市工業用水道事業会計予算
- (11) 議案第19号 平成31年度飯塚市下水道事業会計予算
- (12) 議案第20号 平成31年度飯塚市立病院事業会計予算
- (13) 議案第34号 飯塚市水道事業給水条例の一部を改正する条例
- (14) 議案第38号 損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解（市道上の車両損傷事故）
- (15) 議案第42号 農業委員会の委員の過半数を認定農業者等又は認定農業者等に準ずる者とするにつき議会の同意を求めること
- (16) 議案第43号 市道路線の認定

#### 第3 経済・体育施設に関する調査特別委員会中間報告（質疑）並びに委員長報告（質疑、討論、採決）

- 1 議案第23号 飯塚市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例
- 2 議案第24号 飯塚市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例
- 3 議案第25号 飯塚市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例
- 4 議案第68号 契約の締結（庄内温泉筑豊ハイツ再整備（本館解体・新施設建設）工事）
- 5 請願第15号 飯塚市弓道場に関する請願
- 6 新体育館、筑豊ハイツ、地方卸売市場の整備について

#### 第4 平成31年度一般会計予算特別委員長報告（質疑、討論、採決）

- 1 議案第 5 号 平成31年度飯塚市一般会計予算

#### 第5 人事議案の提案理由説明、質疑、討論、採決

- 1 議案第45号 教育委員会委員の任命につき議会の同意を求めること
- 2 議案第46号 農業委員会の委員の任命につき議会の同意を求めること
- 3 議案第47号 農業委員会の委員の任命につき議会の同意を求めること
- 4 議案第48号 農業委員会の委員の任命につき議会の同意を求めること
- 5 議案第49号 農業委員会の委員の任命につき議会の同意を求めること
- 6 議案第50号 農業委員会の委員の任命につき議会の同意を求めること
- 7 議案第51号 農業委員会の委員の任命につき議会の同意を求めること
- 8 議案第52号 農業委員会の委員の任命につき議会の同意を求めること
- 9 議案第53号 農業委員会の委員の任命につき議会の同意を求めること
- 10 議案第54号 農業委員会の委員の任命につき議会の同意を求めること
- 11 議案第55号 農業委員会の委員の任命につき議会の同意を求めること
- 12 議案第56号 農業委員会の委員の任命につき議会の同意を求めること
- 13 議案第57号 農業委員会の委員の任命につき議会の同意を求めること
- 14 議案第58号 農業委員会の委員の任命につき議会の同意を求めること

- 15 議案第59号 農業委員会の委員の任命につき議会の同意を求めること
- 16 議案第60号 農業委員会の委員の任命につき議会の同意を求めること
- 17 議案第61号 農業委員会の委員の任命につき議会の同意を求めること
- 18 議案第62号 農業委員会の委員の任命につき議会の同意を求めること
- 19 議案第63号 農業委員会の委員の任命につき議会の同意を求めること
- 20 議案第64号 農業委員会の委員の任命につき議会の同意を求めること
- 21 議案第65号 人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めること
- 22 議案第66号 人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めること

第6 議員提出議案の提案理由説明、質疑、討論、採決

- 1 議員提出議案第1号 食品ロス削減に向けてのさらなる取り組みを進める意見書の提出
- 2 議員提出議案第2号 妊婦が安心できる医療提供体制の充実と健康管理の推進を求める意見書の提出

第7 報告事項の説明、質疑

- 1 報告第1号 平成30年度飯塚市土地開発公社予算の補正
- 2 報告第2号 専決処分の報告（市道上の車両損傷事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解）
- 3 報告第3号 専決処分の報告（車両損傷事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解）
- 4 報告第4号 専決処分の報告（車両損傷事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解）
- 5 報告第5号 専決処分の報告（交通事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解）
- 6 報告第6号 専決処分の報告（支払督促申立てに対する異議申立て（学校給食費請求事件））
- 7 報告第7号 専決処分の報告（支払督促申立てに対する異議申立て（学校給食費請求事件））

第8 議長あいさつ

第9 市長あいさつ

第10 署名議員の指名

第11 閉会

○会議に付した事件

議事日程のとおり

○議長（藤浦誠一）

これより本会議を開きます。市長から3月6日の会議における川上議員の「議案第7号の質疑に対する答弁の訂正」について、発言したい旨の申し出がっておりますのでこれを許可いたします。高齢介護課長。

○高齢介護課長（小西由孝）

3月6日の川上議員からの「議案第7号 平成31年度飯塚市介護保険特別会計予算」に関する議案質疑に対します答弁につきまして、訂正させていただきます。

「区分変更申請はどうか」の質疑に対し、「区分変更申請についてはなされておられません」と答弁いたしました。この答弁につきまして、正しくは、「通常、区分変更申請につきまし

ては、認定有効期間の途中で身体の状態が変わった等により行われるものがほとんどでございまして、全体の件数につきましては、過去3年の実績で申しますと平成27年度が558件、28年度が607件、29年度が579件、今年度が31年1月末現在で646件となっております」と訂正させていただきます。

○議長（藤浦誠一）

7番 川上直喜議員、本件に対する質疑はありますか。

○7番（川上直喜）

ありません。

○議長（藤浦誠一）

本件についてはご了承願います。

常任委員会に付託していましたが「議案第1号」から「議案第4号」までの4件、「議案第6号」から「議案第22号」までの17件、「議案第26号」から「議案第44号」までの19件、「議案第67号」及び「請願第17号」、以上42件を一括議題といたします。

総務委員長の報告を求めます。27番 坂平末雄議員。

○27番（坂平末雄）

総務委員会に付託を受けました議案8件について、審査した結果を報告いたします。

「議案第1号 平成30年度飯塚市一般会計補正予算（第8号）」については、執行部から補正予算書に基づき補足説明を受け、審査した結果、委員の中から、体育館等建設事業について、現体育館は、法律で義務づけられている耐震診断を怠り、大規模改修を検討していないことや、今後の方向性を決める過程において、地元住民から意見を聞いていないこと。また、荒廃森林再生事業返還金について、馬敷地区のメガソーラー開発に関して、県知事から意見を求められた市長は、緑地保全区域であることを指摘し、まちづくり方針と整合性が図られていないとした意見書を提出したにもかかわらず、県が林地開発を許可し、メガソーラー開発を認めることによって、返還金が発生していることから、本案に反対であるという意見が出され、採決を行った結果、本案については賛成多数で、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第21号 飯塚市事務分掌条例の一部を改正する条例」については、執行部から議案書に基づき補足説明を受け、審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、これまで行政経営部で国際交流推進のために実施してきた、学校間交流や文化的交流事業を経済部に所管を移すのはなぜかということについては、本年度、策定した国際都市いづか推進計画に掲げているさまざまな事業に取り組んでいくためには、これまでの事業を継続しつつ、経済分野での交流を進めていく必要があるため、経済部に所管を移すものであるという答弁であります。

以上のような審査の後、委員の中から、行政経営部から国際交流に関する企画調整の役割を廃止することには反対であるとの意見が出され、採決を行った結果、本案については賛成多数で、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第22号 飯塚市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例」、「議案第29号 飯塚市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例」、「議案第37号 財産の譲渡（関の台公民館敷）」、「議案第39号 飯塚市等公平委員会の共同設置の廃止」、「議案第40号 飯塚市等公平委員会の共同設置」及び「議案第41号 福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び福岡県市町村職員退職手当組合規約の変更」、以上6件については、それぞれ執行部から、議案書に基づき補足説明を受け、審査した結果、いずれも原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、審査結果の報告を終わります。

○議長（藤浦誠一）

総務委員長の報告に対して質疑を許します。質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。7番 川上直喜議員。

○7番(川上直喜)

日本共産党の川上直喜です。私はただいまの総務委員長報告のうち「議案第1号」及び「議案第21号」に反対の立場から討論を行います。

まず、「平成30年度飯塚市一般会計補正予算(第8号)」についてであります。設計委託料に関する予算計上は、体育館等建設関連のものであります。これは一方では、現体育館の大規模改修という有力な選択肢をまともな検討もせず、放棄してきたやり方にかかわるものであります。第1に法律で義務づけられていた耐震診断を怠り、第2に市長の諮問機関である検討委員会で、市が新築建てかえ方針であることを示して結論を誘導し、第3に体育施設と避難所を失う飯塚公民館区の地元住民から方向性を決める過程で、まともに意見を聞いていない重大な問題があります。また一方では、新体育館を鯉田地区のスポーツ施設の上に建設する選択肢は、第1に床面積を一律縮減し、施設の質を劣化させることに対するスポーツ愛好家の声を抑え込み、第2に大規模災害時の対応施設とうたいながら避難ルートや物資輸送ルートが安全に確保されているとは言えず、決意もないままであります。

次は、荒廃森林再生事業返還金についてであります。災害の発生が心配され、筑穂馬敷の過疎化の進行にもつながりかねない金比羅山のメガソーラー開発に関連したものであります。もともとの事業対象森林は当初、県知事が飯塚市の判断を踏まえて、森林保全の必要を認め、昨年7月の西日本豪雨でも周辺に土砂災害が発生し、改めて森林保全の大切さが指摘されたものであります。アルティメットと日本エネルギーが一体となり、大規模に森林を伐採するメガソーラー開発について、県知事から意見を求められた飯塚市長が緑地保全区域であることを指摘し、まちづくり方針と整合性が図られていないとした意見書を提出したにもかかわらず、この業者のために急いで林地開発を県知事が許可をしました。3月5日から工事が着工され対象森林は壊滅的な状態になっています。今回、返還金は知事がみずから認めた森林保全事業を、メガソーラー開発を認めることによって森林を破壊させ、荒廃森林再生事業を台なしにする県知事の自己矛盾によるものであります。金を払えば、あるいは金をもらえば何でもできるというようなやり方は認められないのであります。

次に、飯塚市事務分掌条例の一部を改正する条例は、行政経営部が担当した国際交流推進にかかわる企画及び調整に関する事務を廃止し、経済部に国際化の推進にかかわる企画及び調整に関する事務を新設するものであります。国際交流推進の事業は引き継ぐと言いますが、経済的な視点が優先され、蓄積してきた国際交流の多面的で多彩な推進が阻害される恐れがあります。以上で私の討論を終わります。

○議長(藤浦誠一)

ほかに討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第1号 平成30年度飯塚市一般会計補正予算(第8号)」の委員長報告は、原案可決であります。

委員長報告のとおり決することに賛成の議員は、ご起立願います。

(起立)

賛成多数。よって、本案は、原案可決されました。

次に、「議案第21号 飯塚市事務分掌条例の一部を改正する条例」の委員長報告は、原案可決であります。

委員長報告のとおり決することに賛成の議員は、ご起立願います。

(起立)

賛成多数。よって、本案は、原案可決されました。

次に、「議案第22号 飯塚市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例」、「議案第29号 飯塚市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例」、「議案第37号 財産の譲渡（関の台公民館敷）」、「議案第39号 飯塚市等公平委員会の共同設置の廃止」、「議案第40号 飯塚市等公平委員会の共同設置」及び「議案第41号 福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び福岡県市町村職員退職手当組合理約の変更」、以上6件の委員長報告は、いずれも原案可決であります。

委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案6件は、いずれも原案可決されました。

福祉文教委員長の報告を求めます。14番 江口 徹議員。

○14番（江口 徹）

福祉文教委員会に付託を受けました議案6件について、審査した結果を報告いたします。

「議案第2号 平成30年度飯塚市介護保険特別会計補正予算（第4号）」については、執行部から補正予算書及び補正予算資料に基づき補足説明を受け、審査した結果、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第7号 平成31年度飯塚市介護保険特別会計予算」については、執行部から当初予算書及び当初予算資料に基づき補足説明を受け、審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、年々、歳出が増加しており、今後も予算が膨らんでいくことが予想されるが、どのような対策を考えているのかということについては、利用者に過不足のないサービスを提供するため、新年度から外部の専門職にケアプランチェックを委託し、ケアマネジメントの適正化を図りたいと考えている。また、健康寿命を延ばし、介護を受ける期間を短くすることで介護費を減少させたいと考えており、フレイル予防事業等の介護予防に力を入れていくという答弁であります。

以上のような審査の結果、本案については原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第16号 平成31年度飯塚市学校給食事業特別会計予算」については、執行部から当初予算書に基づき補足説明を受け、審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、歳入の給食事業収入において、滞納繰越金を計上しているが、滞納の現状はどのようになっているのかということについては、平成29年度末で約2700万円の滞納繰越金があり、今年度は22件、約450万円分の債権に対し法的措置を講じた。今後も継続的、定期的に法的手段等を用いて滞納の解消に努めたいという答弁であります。

以上のような審査の結果、本案については、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第27号 飯塚市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例」については、執行部から議案書に基づき補足説明を受け、審査した結果、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第28号 飯塚市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例」については、執行部から議案書等に基づき補足説明を受け、審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、今回設置する文化財保存活用推進委員会及び各専門部会はどのような構成になるのかということについては、委員数は10名以内で考古学に詳しい学識経験者等を予定している。各専門部会は、この委員を含め8名以内とし、必要に応じて市民、教育機関、NPO等の活動団体から意見を聴くことも検討していきたいという答弁であります。

この答弁を受け、文化財は保護するだけでなく、観光資源として活用することも考えて構成を検討すべきであるという意見が出されました。

以上のような審査の結果、本案については、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第67号 飯塚市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例」については、執行部から議案書に基づき補足説明を受け、審査した結果、原案どおり可決すべきもの

と決定いたしました。

以上をもちまして、審査結果の報告を終わります。

○議長（藤浦誠一）

福祉文教委員長の報告に対して質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。7番 川上直喜議員。

○7番（川上直喜）

私は、ただいまの福祉文教委員長報告のうち「議案第2号」及び「議案第7号」について反対の立場から討論を行います。

平成30年度飯塚市介護保険特別会計補正予算（第4号）及び平成31年度飯塚市介護保険特別会計予算は、高過ぎる介護保険料に苦しむ高齢者に対して、しっかりした負担軽減策を行っていないことの反映であります。制度発足以来、2倍を超えて膨れ上がった介護保険料について、我が党の暮らしをよくする住民アンケートには、「介護保険料高過ぎ」、「少ない国民年金から容赦なく引いてくる」などと怒りと悲しみの声が寄せられています。片峯市長は、この市民の怒りと悲しみの声を聞いたことがないのでしょうか。地域の高齢者からは、飯塚市は介護保険料が安くて助かっているという声は一つも聞かれません。議案質疑では、普通徴収の高齢者は毎年1千人近い方々が滞納に追い込まれていることも明らかになりました。また、介護を必要とする状態が実際は重くなっているのに介護認定の判定で軽くなる傾向があり、このことに悩む高齢者と家族もふえています。この背景には、公費の投入が不足していることから、介護保険事業を守るために給付を減らそうとする制度設計上の問題があることを指摘しておきます。以上で私の討論を終わります。

○議長（藤浦誠一）

ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第2号 平成30年度飯塚市介護保険特別会計補正予算（第4号）」の委員長報告は、原案可決であります。

委員長報告のとおり決することに賛成の議員は、ご起立願います。

（起立）

賛成多数。よって、本案は、原案可決されました。

次に、「議案第7号 平成31年度飯塚市介護保険特別会計予算」の委員長報告は、原案可決であります。

委員長報告のとおり決することに賛成の議員は、ご起立願います。

（起立）

賛成多数。よって、本案は、原案可決されました。

次に、「議案第16号 平成31年度飯塚市学校給食事業特別会計予算」、「議案第27号 飯塚市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例」、「議案第28号 飯塚市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例」及び「議案第67号 飯塚市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例」、以上4件の委員長報告は、いずれも原案可決であります。

委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案4件は、いずれも原案可決されました。

協働環境委員長の報告を求めます。20番 上野伸五議員。

○20番（上野伸五）

協働環境委員会に付託を受けました議案11件及び請願1件について、審査した結果を報告いたします。

「議案第6号 平成31年度飯塚市国民健康保険特別会計予算」、「議案第8号 平成31年度飯塚市後期高齢者医療特別会計予算」及び「議案第15号 平成31年度飯塚市汚水処理事業特別会計予算」以上3件については、執行部から当初予算書に基づきそれぞれ補足説明を受け、審査した結果、いずれも原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第26号 飯塚市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例」については、執行部から議案書に基づき補足説明を受け、審査した結果、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第30号 飯塚市集会所及び生活館条例の一部を改正する条例」、「議案第35号 財産の譲渡（鶴三緒集会所建物）」及び「議案第36号 財産の譲渡（五穀神集会所建物）」、以上3件については、関連があるため一括議題とし、執行部から議案書に基づき補足説明を受け、審査した結果、いずれも原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第31号 飯塚市ふれあい交流センター条例の一部を改正する条例」、「議案第32号 飯塚市廃棄物の減量及び処理の適正化等に関する条例の一部を改正する条例」及び「議案第33号 飯塚市斎場条例を廃止する条例」、以上3件については、執行部から議案書に基づきそれぞれ補足説明を受け、審査した結果、いずれも原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第44号 専決処分の承認（平成30年度飯塚市一般会計補正予算（第7号）」については、執行部から補正予算書に基づき補足説明を受け、審査した結果、承認すべきものと決定いたしました。

次に、「請願第17号 『後期高齢者の窓口負担の見直し』にあたり、原則1割負担の継続を求める意見書採択についての請願」については、紹介議員より趣旨説明を受け、審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、本市の後期高齢者医療制度に係る医療費の現在の状況と将来の見通しはどのようになっているのかということについては、2008年度の制度開始当初と2016年度で比較すると、被保険者数が1.15倍、1人当たりの医療費は1.13倍、総医療費は1.3倍となっている。また「団塊の世代」と言われる世代が後期高齢者となる2025年には、医療費が2015年の1.7倍になると推計されており、社会保障費の急激な増大と減少していく勤労世代がこれを支えることができるのか懸念されているという答弁であります。

次に、福岡県の後期高齢者医療広域連合議会において、本請願と同様の請願が提出されていたが、審議結果はどうなっているのかということについては、同議会では、賛成少数により不採択となっているという答弁であります。

以上のような審査の後、本件については、慎重に審査をするということで、継続審査とすることに決定いたしました。

以上をもちまして、審査結果の報告を終わります。

○議長（藤浦誠一）

協働環境委員長の報告に対して質疑を許します。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありますか。7番 川上直喜議員。

○7番（川上直喜）

私は、ただいまの協働環境委員長報告のうち、「議案第6号」、「議案第8号」、「議案第32号」及び「議案第33号」には反対、「請願第17号」には採択を求める立場から継続審査に反対の立場で討論を行います。

平成31年度飯塚市国民健康保険特別会計予算は、国民健康保険料を平成29年度から一世帯平均2万円の引き下げの水準を維持して、引き下げの実感を感じている世帯がある一方で、それ

でも地域の収入の水準を考慮すれば、生活を著しく圧迫している実態はなお深刻であると認識しているにもかかわらず、市は国の制度変更を待って、しっかりした軽減策を打ち出していません。

平成31年度飯塚市後期高齢者医療特別会計予算は、保険料の負担、窓口自己負担に苦しむ声が少なくないのに特別な手当がとられていません。そもそも医療が不可欠であることがわかっている75歳以上の高齢者だけを囲い込むこの医療保険制度は差別的と言わなければなりません。

飯塚市廃棄物の減量及び処理の適正化等に関する条例の一部を改正する条例は、一般廃棄物処理施設に配置する技術管理者の資格要件を緩和するものです。重要な役割を担う職員の資格緩和は、慎重であるべきです。

飯塚市斎場条例を廃止する条例は、ふくおか県央環境広域施設組合に大日寺にある本市の斎場を移管するものであります。この広域施設組合の発足が拙速であることは、第1に広く市民の意見を聞くことをしていないこと、第2に今後の方向性をまともに検討していないこと、第3に広域施設組合の議員の定数と配分にまともな基準がないまま、住民に知らされないまま議会内部の話し合いで決められたことなどからも明らかであります。

最後に「請願第17号 『後期高齢者の窓口負担の見直し』に当たり、原則1割負担の継続を求める意見書採択についての請願」は当初、飯塚市議会に陳情を提出した福岡県保険医団体連合会と私が連絡をとり協議をした上で紹介議員となって提出されたものであります。今回の継続審査は、議員任期が迫っていることから審議未了で廃案となる可能性が高いことがわかっているわけですが、高齢者の窓口負担を重くする国の動きを考慮すれば、飯塚市議会は速やかに請願を採択し、意見書を国に提出してしかるべきであります。以上で私の討論を終わります。

○議長（藤浦誠一）

ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第6号 平成31年度飯塚市国民健康保険特別会計予算」の委員長報告は、原案可決であります。

委員長報告のとおり決することに賛成の議員は、ご起立願います。

（起立）

賛成多数。よって、本案は、原案可決されました。

次に、「議案第8号 平成31年度飯塚市後期高齢者医療特別会計予算」の委員長報告は、原案可決であります。

委員長報告のとおり決することに賛成の議員は、ご起立願います。

（起立）

賛成多数。よって、本案は、原案可決されました。

次に、「議案第15号 平成31年度飯塚市汚水処理事業特別会計予算」、「議案第26号 飯塚市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例」、「議案第30号 飯塚市集会所及び生活館条例の一部を改正する条例」及び「議案第31号 飯塚市ふれあい交流センター条例の一部を改正する条例」、以上4件の委員長報告は、いずれも原案可決であります。

委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案4件は、いずれも原案可決されました。

次に、「議案第32号 飯塚市廃棄物の減量及び処理の適正化等に関する条例の一部を改正する条例」の委員長報告は、原案可決であります。

委員長報告のとおり決することに賛成の議員は、ご起立願います。

（起立）

賛成多数。よって、本案は、原案可決されました。

次に、「議案第33号 飯塚市斎場条例を廃止する条例」の委員長報告は、原案可決でありま

す。

委員長報告のとおり決することに賛成の議員は、ご起立願います。

( 起 立 )

賛成多数。よって、本案は、原案可決されました。

次に、「議案第35号 財産の譲渡(鶴三緒集会所建物)」及び「議案第36号 財産の譲渡(五穀神集会所建物)」、以上2件の委員長報告は、いずれも原案可決であります。

委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって、本案2件は、いずれも原案可決されました。

次に、「議案第44号 専決処分の承認(平成30年度飯塚市一般会計補正予算(第7号))」の委員長報告は、承認であります。

委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって、本案は、承認されました。

次に、「請願第17号 『後期高齢者の窓口負担の見直し』にあたり、原則1割負担の継続を求める意見書採択についての請願」の委員長報告は、継続審査であります。

委員長報告のとおり決することに賛成の議員は、ご起立願います。

( 起 立 )

賛成多数。よって、本件は、継続審査とすることに決定いたしました。

経済建設委員長の報告を求めます。28番 平山 悟議員。

○28番(平山 悟)

経済建設委員会に付託を受けました議案16件について、審査した結果を報告いたします。

「議案第3号 平成30年度飯塚市小型自動車競走事業特別会計補正予算(第4号)」及び「議案第4号 平成30年度飯塚市下水道事業会計補正予算(第3号)」、以上2件については、それぞれ執行部から補正予算書に基づき補足説明を受け、審査した結果、いずれも原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第9号 平成31年度飯塚市住宅新築資金等貸付特別会計予算」、「議案第10号 平成31年度飯塚市小型自動車競走事業特別会計予算」、「議案第11号 平成31年度飯塚市農業集落排水事業特別会計予算」、「議案第12号 平成31年度飯塚市地方卸売市場事業特別会計予算」、「議案第13号 平成31年度飯塚市駐車場事業特別会計予算」、「議案第14号 平成31年度飯塚市工業用地造成事業特別会計予算」、「議案第17号 平成31年度飯塚市水道事業会計予算」、「議案第18号 平成31年度飯塚市工業用水道事業会計予算」、「議案第19号 平成31年度飯塚市下水道事業会計予算」及び「議案第20号 平成31年度飯塚市立病院事業会計予算」、以上10件については、それぞれ執行部から予算書に基づき補足説明を受け、審査した結果、いずれも原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第34号 飯塚市水道事業給水条例の一部を改正する条例」及び「議案第38号 損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解(市道上の車両損傷事故)」、以上2件については、それぞれ執行部から議案書に基づき補足説明を受け、審査した結果、いずれも原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第42号 農業委員会の委員の過半数を認定農業者等又は認定農業者等に準ずる者とするにつき議会の同意を求めること」については、執行部から議案書に基づき補足説明を受け、審査した結果、同意すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第43号 市道路線の認定」については、執行部から議案書に基づき補足説明を受け、審査した結果、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、審査結果の報告を終わります。

○議長（藤浦誠一）

経済建設委員長の報告に対して質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。7番 川上直喜議員。

○7番（川上直喜）

私は、ただいまの経済建設委員長報告でありました「議案第3号」、「議案第10号」、「議案第14号」、「議案第17号」、「議案第20号」、「議案第34号」及び「議案第42号」に反対の立場から討論を行います。

飯塚市小型自動車競走事業、オートレース事業は、一方でスポーツや観光としての愛好者があるにもかかわらず、公営ギャンブルを民間事業者に委ね続けて矛盾を深め、今後の展望がないままであります。その関連の補正予算、当初予算は認めることはできません。

飯塚市水道会計事業は、その全ての浄水施設の運転管理を10年を超える長期にわたり民間事業者委託し続けて、本市の事業遂行能力が技術面で低下し、失われる危険性があります。一方、予想される給水人口の減少傾向など経営面の影響を住民とともに打開する立場は弱く、むしろ国の水道民営化法の号令に従って、公的な責任を放棄して、民間の利潤追求を保障する水道事業の民営化を導入する動きが懸念されます。安全、安定、安価の水道事業を守るには公的な責任の強化こそが必要です。メガソーラー乱開発が迫っている白旗山にある2万人に給水する5つの水道施設の安全確保について、福岡県が安全だとして林地開発を許可していると言い張り、調査さえしないのは、責任放棄と言われても仕方ありません。

工業用地造成事業特別会計予算は、企業誘致の失敗、ボタ山跡地開発による鉱害による市の負担の発生の危険性、地元雇用の効果を市が把握できていない現状があります。

また、農業委員会の委員の過半数を認定農業者等またはそれに準ずるものに限ることについては、合理的理由が見当たらず同意できません。以上で私の討論を終わります。

○議長（藤浦誠一）

ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第3号 平成30年度飯塚市小型自動車競走事業特別会計補正予算（第4号）」の委員長報告は、原案可決であります。

委員長報告のとおり決することに賛成の議員は、ご起立願います。

（起立）

賛成多数。よって、本案は、原案可決されました。

次に、「議案第4号 平成30年度飯塚市下水道事業会計補正予算（第3号）」及び「議案第9号 平成31年度飯塚市住宅新築資金等貸付特別会計予算」、以上2件の委員長報告は、いずれも原案可決であります。

委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案2件は、いずれも原案可決されました。

次に、「議案第10号 平成31年度飯塚市小型自動車競走事業特別会計予算」の委員長報告は、原案可決であります。

委員長報告のとおり決することに賛成の議員は、ご起立願います。

（起立）

賛成多数。よって、本案は、原案可決されました。

次に、「議案第11号 平成31年度飯塚市農業集落排水事業特別会計予算」、「議案第12号 平成31年度飯塚市地方卸売市場事業特別会計予算」及び「議案第13号 平成31年度飯塚市駐車場事業特別会計予算」、以上3件の委員長報告は、いずれも原案可決であります。

委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって、本案3件は、いずれも原案可決されました。

次に、「議案第14号 平成31年度飯塚市工業用地造成事業特別会計予算」の委員長報告は、原案可決であります。

委員長報告のとおり決することに賛成の議員は、ご起立願います。

(起立)

賛成多数。よって、本案は、原案可決されました。

次に、「議案第17号 平成31年度飯塚市水道事業会計予算」の委員長報告は、原案可決であります。

委員長報告のとおり決することに賛成の議員は、ご起立願います。

(起立)

賛成多数。よって、本案は、原案可決されました。

次に、「議案第18号 平成31年度飯塚市工業用水道事業会計予算」及び「議案第19号 平成31年度飯塚市下水道事業会計予算」、以上2件の委員長報告は、いずれも原案可決であります。

委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって、本案2件は、いずれも原案可決されました。

次に、「議案第20号 平成31年度飯塚市立病院事業会計予算」の委員長報告は、原案可決であります。

委員長報告のとおり決することに賛成の議員は、ご起立願います。

(起立)

賛成多数。よって、本案は、原案可決されました。

次に、「議案第34号 飯塚市水道事業給水条例の一部を改正する条例」の委員長報告は、原案可決であります。

委員長報告のとおり決することに賛成の議員は、ご起立願います。

(起立)

賛成多数。よって、本案は、原案可決されました。

次に、「議案第38号 損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解(市道上の車両損傷事故)」の委員長報告は、原案可決であります。

委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって、本案は、原案可決されました。

次に、「議案第42号 農業委員会の委員の過半数を認定農業者等又は認定農業者等に準ずる者とするにつき議会の同意を求めること」の委員長報告は、同意であります。

委員長報告のとおり決することに賛成の議員は、ご起立願います。

(起立)

賛成多数。よって、本案は、同意されました。

次に、「議案第43号 市道路線の認定」の委員長報告は、原案可決であります。

委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって、本案は、原案可決されました。

経済・体育施設に関する調査特別委員会に付託していました「議案第23号」から「議案第25号」までの3件、「議案第68号」、「請願第15号」及び「新体育館、筑豊ハイツ、地方

卸売市場の整備について」、以上6件を一括議題といたします。

経済・体育施設に関する調査特別委員長の報告を求めます。 11番 永末雄大議員。

○11番（永末雄大）

本特別委員会に付託を受けました議案4件及び請願1件の審査報告並びに調査事件1件の中間報告をいたします。

「議案第23号 飯塚市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例」、「議案第24号 飯塚市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例」及び「議案第25号 飯塚市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例」、以上3件については、執行部から議案書に基づき補足説明を受け、審査した結果、いずれも原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第68号 契約の締結（庄内温泉筑豊ハイツ再整備（本館解体・新施設建設）工事）」については、執行部から議案書に基づき補足説明を受け、審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、予定価格約12億5千万円の内訳はどうなっているのかということについては、主なものとして、造成工事費が1億500万円、本館の解体工事費が9500万円、ホテル棟の建設費が8億6400万円となっているという答弁であります。

次に、工事は分割し、競争入札が可能ではないのかということについては、本再整備事業はDBO方式により、公募型プロポーザルで、設計、建設、維持管理運営までを一体的に募集したものであり、その中で建設工事を一事業者との随意契約としているという答弁であります。

次に、市発注工事の競争入札の際には、業者に工事内訳書を提出させているが、なぜ今回は提出を求めているのかということについては、本件は随意契約であり、談合の防止を図る必要がないこと、また、設計の内容については業者と担当課との間で十分に協議を行っており、品質の確保が図られていることから、工事内訳書の提出を求めているという答弁であります。

また、審査の過程で、新施設における車いすの方の自主避難経路の確保、従業員の避難誘導マニュアル及び避難に関する宿泊者への説明文書の作成について、事業者と協議、検討すべきであるとの要望が出されました。

以上のような審査の後、委員の中から、今回提案の施設は、市が掲げる目的に沿わない内容となっており、契約締結は認められないとの意見が出され、採決を行った結果、賛成多数で原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「請願第15号 飯塚市弓道場に関する請願」については、執行部から「弓道場の新設費用及び県内の状況」について、資料提出並びに補足説明を受け、審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、近年、県内自治体で建設された弓道場は体育館に併設された事例しかないが、併設のメリット・デメリットをどう考えるかということについては、メリットとして、更衣室やトイレの共用によるコスト削減や、一体的であることによる管理のしやすさが考えられる。デメリットとしては、弓道場単体でつくるよりも閉塞感があるといったことが考えられるという答弁であります。

その後、審査の過程で、委員の中から、新体育館における弓道場の設計は請願者に配慮したものとなっているが、請願者は単体独立構造を求めており、さらに審査を深めるため継続審査としてほしいという意見や弓道場を単体で整備したほうが、利用者から喜ばれ、建設費用も割安になる可能性があり、全会一致で採択できるものであるから採決してほしいという意見が出され、採決を行った結果、本件については賛成多数で継続審査とすることに決定いたしました。

次に、「新体育館・筑豊ハイツ・地方卸売市場の整備について」は、執行部から「飯塚市新体育館基本設計（概要版）」について、資料提出並びに補足説明を受け、審査いたしました。

以上をもちまして、報告を終わります。

○議長（藤浦誠一）

経済・体育施設に関する調査特別委員長の報告に対して質疑を許します。質疑はありませんか。

7番 川上直喜議員。

○7番（川上直喜）

川上直喜です。ただいま委員長報告の「飯塚市弓道場に関する請願」の審査の過程のことが報告にありましたけれども、その中で請願者は単体独立の構造体を求めるというふうに発言があったという報告がありましたけれども、そういう発言が本当にあったか、お尋ねします。

○議長（藤浦誠一）

暫時休憩いたします。

午前10時53分 休憩

午前10時57分 再開

○議長（藤浦誠一）

本会議を再開いたします。11番 永末雄大議員。

○11番（永末雄大）

すみません、当日のちょっと議事録のほうを読ましていただきますが、今のは、多分委員長報告に関する部分で言われているかと思うんですけど、委員長報告を読みますと「請願者は単体独立構造求めており、さらに審査を深めるため継続審査としてほしいという意見」というのは、私が言いました次の発言を要約している部分になります。私は当日、「紹介議員としましても、この請願に関しては、やはり請願者の意思としましては、静ひつな状況の中で、独立単体構造でやっていただきたいということで強く要望を受けておりますので、ぜひ再度、その部分の審査を深めていただきたいと思いますので、そういった部分での審査を要望します。」というふうな発言をしております。

○議長（藤浦誠一）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。7番 川上直喜議員。

○7番（川上直喜）

私は、ただいまの経済・体育施設特別委員長報告のうち「議案第68号」に反対、「請願第15号」については採択を求める立場から継続審査に反対し、討論を行います。

「議案第68号 契約の締結（庄内温泉筑豊ハイツ再整備（本館解体・新施設建設）工事）」についてであります。筑豊ハイツは、福岡県のウェルネス構想に基づく筑豊緑地の中にあり、勤労者と市民の健康、余暇、レクリエーション施設として役割を発揮してまいりました。日本共産党は、過去庄内温泉筑豊ハイツを廃止する計画が市によって進められようとしたときに、市民に親しまれている施設を安易に廃止するべきではなく、利用者市民の意見を大切にしながら、市の財政力に応じた形で再整備を行うことを訴えてまいりました。今回の再整備の検討に当たっては、筑豊地域さえ越えた広い利用が想定される中で、本市単独ではなく福岡県が主体となって関係する地方公共団体の協力を受けて整備することが妥当だとの提案もしてまいりました。

本館解体・新施設建設に関する工事の契約の締結に反対する理由の第1は、九特興業株式会社、資本金5千万円、技術職員15人、事務職員2人、社員17人に、予定価格12億5456万円に対し、見積金額12億5128万円の99.7%で随意契約で契約を結ぼうとするものであります。この建設会社は、市が運営委託業務契約を結ぶ特定目的会社に出資し、配当を受け取ることになります。12億5100万円もの随意契約は、本市において過去に例がありません。このことについて、我々議員が無関心であるならば、本市の入札制度が今後どうなるか、考えてみてもらいたいと思うわけです。この契約について何らの競争力も働いていないことは、質疑の過程

で市が認めました。新しい方式ではなく、これまでの方式であれば市が認めたとおり分離分割し、地元業者が入札に参加して仕事をとれるものであります。さらに、これまでどおりの方式であれば義務づけられ、新しい方式、つまりデザイン、設計、ビルド、建設、オペレート、運営、DBO方式と呼ばれておりますけれども、これによっても例外規定はない工事費内訳書の提出を市が九特興業株式会社に求めなかったことが、これも審査の過程で明らかになりました。さらに、新しい方式で提案内容に優劣をつけるのであれば、事前に施工体系を検討し、特に本館解体で排出されるアスベストの最終処分などについて行う審査もしていないのであります。契約の内容及びそこに至る経過に本市が積み上げてきた契約に関する積極的なルールに違反するところがあるわけでありませぬ。

理由の第2は、温泉資源が豊富にあるのに、年間1万2千人を超える利用者の声は聞かず、一方的に温泉浴場を廃止し、新たにつくる宿泊施設は、バリアフリーで車いす対応であることをうたい、来年の夏には南アフリカ共和国の車いすテニス選手団も宿泊する計画なのに、その障がいのある選手の皆さんを2階建ての2階に宿泊させ、エレベーターは中央に1つ、中央階段のほかの避難ルートは狭い階段が一方にあるだけであります。通常の利用に支障が考えられるだけではなく、火災発生時など緊急時避難に対応しておらず、危険な設計となっています。南アフリカ共和国は、この設計をどう受けとめるでしょうか。当初、この設計でも大丈夫という市の姿勢からは、実は東京パラリンピックの選手の皆さんを迎えるためという言葉が本気ではなかったのではないかとと言われても仕方がないのではないのでしょうか。そもそも、このような施設の2階に障がいのある選手の皆さんに宿泊してくださいということ自体が国際交流の精神とも矛盾するのではないのでしょうか。後になって、設計と契約の変更が必要になり、財政出動がふえることにもなりかねません。後の予算特別委員会での施設面について改善を図るという答弁がありましたけれども、現状ではその打開策は出ていません。このように今回提案の施設は市が掲げる目的にも沿わない内容になってしまっているのに、このまま契約を結ぼうとするのは認められません。

次に、「請願第15号 飯塚市弓道場に関する請願」についてであります。この請願は、継続審査ということになれば、議員任期の都合上から現実には今後審査が行われぬまま審議未了、廃案、たなざらしということになりかねません。新体育館建設、あるいは現在の体育館の大規模改修にどういう態度をとるかにかかわらず、現状以上の整備を求める今回請願については、本来一致して採択ができるものと信じてまいりました。弓道場の請願が採択されたら、柔道場やほかの分野からの請願が出るのではないかという声がありますが、これは自己の打算をスポーツ愛好者の願いに優先させるものであると言わざるを得ないのであります。またスポーツ関係者からは、請願の相談をしたかったが、抑えられたなどの声も聞かれています。ここには当初から今日までスポーツ関係者をそっちのけにして、とにかく借金枠がある間に巨費を投じてもらって新体育館をつくるのが本来の目的ではなかったか、そういう進め方ではなかったかが、問われるわけがあります。

こういう市政運営でよいのか改めて考えるために審査の過程を振り返ってみたいと思うんです。この請願は飯塚市弓道連盟が昨年5月9日付で提出したもので、その要旨は2点あります。

第1は、弓道場建てかえに当たり、既存の規模及び縮減することなく、現弓道場と同等もしくはそれ以上の拡充を図っていただきたい。第2は、日本の伝統的武道としての弓道文化を尊重し、静ひつ、清澄な雰囲気の中でこれを行うにふさわしいたたずまいを持つ道場を設置されたいということであります。理由としては2点。第1は、現在の弓道場は46年前にふくおか県民体育大会を飯塚市が主催地として開催するに当たり、昭和47年9月の大会実施にあわせるため、同年7月着工、9月完工で旧オートレース場、食堂の建築鉄骨材等を利用して急遽建築されたもので、その後、本格的な道場の設置が予定されていたが、そのまま現在に至っています。その後のほかの周辺自治体で設置された弓道場は、規模設備等さまざま点も飯塚市よりもすぐれた道場が建築されているのが現状であり、筑豊の中心都市として、地元弓道の発展の拠点としてその役割を

担うことができる弓道場を、ぜひともこれを機に設置されることを望むものとあります。

第2は、日本の伝統文化としての側面を有する武道でもある弓道を行うに当たり、これにふさわしい建物のづくりや周囲の植栽を伴うたたずまいを有する道場の設置を望みます。弓道場は単に弓道射技の実施にとどまらず、その静ひつな雰囲気身を置くことができるのが弓道の特質でもあります。これを踏まえて、単体独立構造を含む、弓道場設置を望むものとされています。先ほど委員長報告の中で、副委員長が、請願者は単体独立構造を求めるというふうに発言していますが、これは正確ではないんです。単体独立構造を含む新体育館ということも選択肢としてはあるわけです。この請願書を見れば明らかではないですか。だから、ここを捉えて、私は本来、市議会が全会一致でこの請願を採択できるはずだと信じたわけです。

今回請願の審査について、私は昨年6月27日の特別委員会において、3つの視点が大事だとして、1点目に、市は弓道連盟と丁寧に協議を行うべきではないか、2点目に、9人立ち以上のスケールと静ひつな雰囲気が新体育館構想の中で実現できるのか、3点目として、新体育館併設というばかりでなく、単体独立構造としての整備ができない理由があるかを挙げました。

1点目、丁寧な協議については、昨年6月27日の特別委員会での質疑を経て、市は新体育館への集約と床面積の一律な削減の一方的な押しつけのやり方ではなく、調整、協議を行う方向へ向かう姿勢を示しました。

2点目の、9人立ち以上のスケールと静ひつな雰囲気が新体育館構想の中で実現できるのかという点については、昨年11月6日の特別委員会までに数回の協議が行われ、まだ検討中であり決定したわけではないが、弓道場を2階に設置すると弓道場の矢道はメインアリーナとサブアリーナの壁に挟まれるという状況とのことでした。現在の弓道場の開放感、静ひつさと比較すれば、息苦しい、閉じ込められたという感じになるのは避けられません。

3点目の単体独立構造物としての整備ができない理由があるかという点については、昨年6月27日の特別委員会で質問し、市担当課長からは、現在も単体の可能性を排除しているわけではないとの答弁がありました。昨年8月9日の特別委員会では、弓道場が新体育館への集約対象から外れても、適正管理推進事業債の、国の借金枠ですけれども、対象となることには変わりがないことを質問し、明らかにいたしました。さらに、弓道場が新体育館への集約対象から外れることから生じる財源を単体独立の構造物としての整備に充てることができるのかとの考えから、市が試算を行い公表するよう求めて、市担当課長は試算を約束しました。昨年11月6日の特別委員会では、新体育館建設費のうち弓道場に係る費用は、一般財源で約1億4296万円との試算の報告がありました。これがおおむね弓道場を外した場合に浮かせられる費用と見ることができます。市は、弓道場を単体独立の構造物として整備した場合に、耐震補強を含む大規模改修だと約2億1434万円、新築だと約4億1945万円との説明をいたしました。ところが矢道に係る、矢が飛んでいくところですね、広いスペースを試算対象から外せばその分は安くなるとして、その次、次回までに新たな試算を提出すると約束したのであります。ことし1月18日の特別委員会では、市は、前回説明した試算は地方公共団体の財政分析等に関する調査研究会報告書による目安の数字であったと。矢道があるなど特殊な建物である弓道場に当てはめることは困難だと。この期に及んでこういうことを言うわけです。そういう発言をして、結局約束した試算を提出しませんでした。できない理由があったわけです。私は、現実的には1億円くらいになると思います。市がかわりに提出した他都市の事例の中に越前市弓道場、延床面積574.84平方メートルで1億4560万1400円というのがあります。ここは、飯塚市弓道場の1.28倍の広さです。弓道場を単体で整備した場合の費用は、工事費と設計費を合わせても総額で1億円程度、補助金を獲得できれば市の持ち出しはそれより少なくなるのは当然ですが、単体として整備することから、新体育館建設費が減る分を考慮すれば、財政的には単体で整備したほうが最適化債の交付税措置を考慮しても、利用者から喜ばれるうえに割安になる可能性が十分にあります。

このように振り返ると今回弓道場に関する請願を採択せずに、継続審査にすることは、事実上、

請願者の思いを無視して審議未了、廃案にするものであり、認めることができません。以上で私の討論を終わります。

○議長（藤浦誠一）

ほかに討論はありませんか。11番 永末雄大議員。

○11番（永末雄大）

「議案第68号」、庄内温泉筑豊ハイツ再整備工事の案件につきまして、賛成の立場から討論させていただきます。

まずもって、こちらの筑豊ハイツにつきましては、現在の飯塚市の顔となっております飯塚国際車いすテニス大会のメイン会場となっております。まず、この大会自体がこの会場、筑豊ハイツなくしては成り立たない状態となっております。また委員会の審査の過程で、実際に国際車いすテニス大会の関係者の方の意見を聞いていただいております。その際にも、この整備があることが非常に助かっておるといふような発言があつておりました。また、この筑豊ハイツの整備につきまして、振り返りますと当初は民間譲渡、その他さまざまな形で公募等をかけながら、広く皆さんの募集をかけておりました。しかし、実際に募集に応募してくれる業者がなく、非常に困っている状態で今回のこのDBOという本市でも今まで先例のない形での取り組みとなったというふうに理解をしております。

随意契約という部分がことさら取り上げられておりますが、実際このDBO自体、広く公募をとった形での形式となっております。最終的に形として随意契約にはなっておりますが、そこに至るまでの過程として十分な競争が働いておるといふふうに認識をいたしております。そういったことを考えますと、やはり、こちらの再整備が進まないことには今の飯塚の顔である飯塚国際車いすテニス大会が潰れてしまいかねない。そのほか、この筑豊ハイツを利用した形でのさまざまな利活用、そういったものも進んでいかないと、そういった思いから、今回、この議案のほうに賛成をいたしております。こちらのほうの再整備が進めば広く、飯塚市の福祉という部分についてもアピールが進むでしょうし、実際にバリアフリーの部屋が今、市内に1室しかありませんが、こちらのほうが整備されればバリアフリーの部屋が10室整備されるような状態になってきます。これは非常に車いすの方たちに喜ばれることじゃないかというふうに理解しております。そういったことを総合的に考えまして、今回の議案について賛成をいたしましたので、そういった意味で討論とさせていただきます。

○議長（藤浦誠一）

ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第23号 飯塚市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例」、「議案第24号 飯塚市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例」及び「議案第25号 飯塚市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例」、以上3件の委員長報告は、いずれも原案可決であります。

委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案3件は、いずれも原案可決されました。

次に、「議案第68号 契約の締結（庄内温泉筑豊ハイツ再整備（本館解体・新施設建設）工事）」の委員長報告は、原案可決であります。

委員長報告のとおり決することに賛成の議員は、ご起立願います。

（起立）

賛成多数。よって、本案は、原案可決されました。

次に、「請願第15号 飯塚市弓道場に関する請願」の委員長報告は、継続審査であります。

委員長報告のとおり決することに賛成の議員は、ご起立願います。

( 起 立 )

賛成多数。よって、本件は、継続審査とすることに決定いたしました。  
暫時休憩いたします。

午前 1 1 時 2 0 分 休憩

午前 1 1 時 3 0 分 再開

○議長（藤浦誠一）

本会議を再開いたします。

平成 3 1 年度一般会計予算特別委員会に付託していましたが「議案第 5 号」を議題といたします。  
平成 3 1 年度一般会計予算特別委員長の報告を求めます。5 番 光根正宣議員。

○5 番（光根正宣）

本特別委員会に付託を受けました「議案第 5 号 平成 3 1 年度飯塚市一般会計予算」について、審査した結果を報告いたします。

本案の審査に当たりましては、執行部から予算書並びに提出資料に基づき補足説明を受け、審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、歳出、総務費、企画費、「ふるさと応援寄附事業費」について、本事業は、ふるさとを応援するための事業であるので、事務代行業者を市内企業とすることはできないのかということについては、代行業者には、ふるさと納税に関するノウハウ、専門性、経験、また寄附件数の増加に伴い柔軟な対応が求められており、市内業者についても、このような点を兼ね備えているかを精査しながら検討していくという答弁であります。

次に、総務費、企画費、「その他の地域振興費」について、まちづくり協議会補助金の算出方法を変更したとのことだが、補助金の額は充足しているのかということについては、まちづくり協議会の活動も活発化し、交流促進イベントや買い物対策など、地域課題の解決に向けた取り組みが計画される中、現在の補助金では十分とは言えない面もあるが、この予算を最大限に活用しながら、自主財源の確保を進め、さらなるまちづくりの推進に努めていくという答弁であります。

次に、民生費、高齢者福祉費、「その他の高齢者福祉費」について、運転免許証の自主返納者への支援として、コミュニティバスと予約乗り合いタクシーの回数券を交付しているが、予約乗り合いタクシーの運行区域外の方にはどのような支援を行っているのかということについては、他の地区と同じ回数券を交付しているという答弁であります。

この答弁を受けて、予約乗り合いタクシーの運行区域外の方は、回数券を交付されても使用できないため、公平感のある支援を早急に実施すべきであるという指摘がなされました。

次に、民生費、児童措置費、「私立保育所整備事業費補助金」について、待機児童解消のためにどのような方策を考えているのかということについては、定員 1 0 0 名程度の私立保育所を新設するとともに、定員に達するまでの受け入れや既存施設の整備を行っていきたいという答弁であります。

次に、民生費、児童措置費、「保育士等キャリアアップ研修事業費補助金」について、新たに補助金を創設した理由は何かということについては、保育士が処遇改善のためキャリアアップ研修に参加する際に、代替職員の賃金を補助することで保育士の円滑な受講を図り、児童の適切な保育を担保するものであるという答弁であります。

次に、衛生費、健康づくり推進費、「保健事業費」について、新たに自殺対策計画策定費が計上されているが、今後どのような方針で実施していくのかということについては、自殺対策は、嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所や精神科医療機関との連携をとりながら、本市全体で取り組んでいくべき問題である。まずは現在の事業等の棚卸しを行いながら、自殺予防啓発に関する視点を

加え、対策を進めていきたいという答弁であります。

次に、農林水産業費、林業振興費、「荒廃森林整備事業費」について、事業の対象となる森林はどのように決定しているのかということについては、おおむね15年以上手入れがされていない杉やヒノキの人工林、または2027年度までに森林の公益的機能が発揮できなくなると見込まれる森林に対し、年度ごとの事業計画を策定して、森林調査を行い、対象を確定しているという答弁であります。

次に、商工費、観光費、「筑豊ハイツ整備事業費」について、宿泊施設における火災などの緊急事態発生時に安全に避難ができるよう、すでに議会に示されている設計の変更を行う必要があるのではないかということについては、今後、設計業者と協議を進めていくという答弁であります。

次に、土木費、土木総務費、「ブロック塀等撤去費補助金」について、どのようなブロック塀が対象になるのかということについては、市内の道路に面し、ブロック塀の高さが道路面より1メートル以上であること、また、市職員の診断により安全上支障があると判定したものを対象とするという答弁であります。

この答弁を受けて、高槻市でのブロック塀倒壊による死亡事故を踏まえ、市民の安全を守るため最新の方法で検査を行ってほしいという意見が出されました。

次に、土木費、公園費、「勝盛公園敷購入費」について、公園敷購入の目的と事業内容はどのようになっているのかということについては、福祉施設などから駐車場の問い合わせが多く寄せられている中、駐車場がバイパス側のエリアにしかない。公園の魅力向上に向け、バリアフリーを含んだ一体的な駐車場を整備するものであるという答弁であります。

次に、消防費、災害対策費、「防災事業費」について、地域の実情により自主防災組織の設立が困難な自治会もあり、活動カバー率は約71%となっているが、これを100%にする必要があるのではないかということについては、災害時の公助には限界があり、地域での避難や応急活動を行う「共助」が必要なため、設立されていないまちづくり協議会や自治会に対して、組織の設立を促していくという答弁であります。

この答弁を受けて、周辺の自治会を統合した形での対応も検討し、組織化に向け早急に対応してほしいという意見が出されました。

次に、教育費、教育振興費、「本物・未来志向の人材育成事業講師謝礼金」について、全ての小中学校で講師を招聘し、実施しているのかということについては、全小学校で行っている事業もあれば、要望する学校でのみ実施する事業もあるという答弁であります。

この答弁を受けて、児童生徒が本物に触れることにより、世界が広がるのが期待できるので、全ての小中学校生が平等に受講機会が得られるよう事業を実施してほしいという意見が出されました。

次に、教育費、保健体育総務費、「その他の保健体育総務費」について、飯塚国際車いすテニス大会は、「天皇杯・皇后杯の下賜」や「イヅカ方式」など、本市が誇るべき世界的に発信される大会となった。本市におけるテニスというスポーツをどのように認識しているのかということについては、嘉飯都市圏の中で活性化に取り組んでいる事業の一つであり、地域浮揚のための重要なパーツの一つと考えているという答弁であります。

次に、歳入、「市民税」について、キャッシュレス化が進み、クレジットカードや電子マネーなどの利用者がふえているが、これらの納付方法の導入について、どのように考えているのかということについては、納税者にとっては、市役所や金融機関等に出向かなくてもパソコンやスマートフォンを利用して24時間納付できるなどのメリットがあるが、システム改修費用や毎月の手数料の発生、対象とする税目や税金以外の使用料の納付などについて検討を行う必要があるという答弁であります。

このほか、審査の過程において、「各所防犯灯柱等設置工事」、「手話奉仕員養成講座委託

料」、「予防接種事業費」、「有害鳥獣駆除対策事業費補助金」、「定住化促進事業費」及び「相田団地公営住宅建替事業費」等に関する質疑において、多くの提言なり指摘がなされました。

以上のような審査の後、委員の中から、保育所の新設関連予算、買い物支援ワゴン補助金などの市民の暮らしを応援する予算計上はあるものの、過去最高水準までためこんだ財政調整基金と減債基金を背景に、新体育館建設に巨費を投じる無駄遣いといえる予算計上があることから、本案に反対するという意見が出され、採決を行った結果、本案については、賛成多数で原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、審査結果の報告を終わります。

○議長（藤浦誠一）

平成31年度一般会計予算特別委員長の報告に対して質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。7番 川上直喜議員。

○7番（川上直喜）

私はただいまの予算特別委員長報告にありました「議案第5号 平成31年度飯塚市一般会計予算」に反対の立場から討論を行います。

今日、自民党、公明党及びそれを補完する勢力に支えられ、麻生太郎副総理のリードを受ける安倍政権が立憲主義と憲法9条壊しを進め、消費税を10%に引き上げるなど国民の暮らしと中小業者の営業を脅かす一方で、軍事費を米軍とともに海外展開できるまでに膨らませ、大規模公共工事の無駄遣いを広げるなど、アメリカと財界大企業言いなりの政治のあり方に対して、地方自治体は住民を守る立場から大きな役割発揮が求められています。こうした中、本市は地方自治体の本旨が住民福祉の増進を図ることにあることを第2次総合計画で明記し、その姿を「人が輝き まちが飛躍する 住みたいまち 住みつづけたいまち」と打ち出しました。この総論は重要であります。その上で、さらに踏み込んで私は飯塚市、穂波町、筑穂町、庄内町、颯田町の合併から13年、今求められる本市のまちづくりは、安心と福祉のまちづくりだと考えるのです。災害対策は、まちづくりの最も大きな土台の1つであります。本市が「人が輝き まちが飛躍する 住みたいまち 住みつづけたいまち」へ前進するには第2次総合計画の中にありながらも、次々に生まれる異質なもの、あるいは逆流を的確に捉えて、それに対抗する勇気と知恵と能力が必要です。そのための視点は3つあり、私はこの立場から予算審査に当たりました。その3つの視点に沿って具体的に幾つかの点について述べてまいります。

第1の視点は、暮らしを応援するということです。保育所の新設関連予算、買い物支援ワゴン補助金、住宅リフォーム助成予算の増額など弱点はまだありますが、市長が我が党の提案や直接市民の要望を受けとめて、行ったものを含めて前向きな変化があるのは事実であります。同時に待機児童ゼロへの決意のこもった財政出動はなく、子ども医療費助成は、嘉麻市より劣ったまま、保育所無償化の対象から外れる家庭を支える手当は1億7千万円程度で済むことが特別委員会でわかりましたけれども、それを検討せず、特別委員会で市長は先立つものがないと答弁したのであります。また、特別な支援が必要な児童生徒に対する支援員の未配置が2年連続、3年連続で発生しているのにまともな反省としかるべき財政上の措置はとられていません。また子どもの命と健康を守るために、猛暑が予想される夏までに教室エアコンを設置することが求められるのに、大分小学校と若菜小学校は、夏までに間に合わないというありさまであります。高過ぎる国民健康保険税をさらに引き下げるための一般会計からの応援はなく、介護保険の重過ぎる負担の軽減策も打ち出されていません。箱物はありますが地元業者や商店街を応援するための生活密着型、福祉型の大胆な打ち出しは農林業支援を含めてないのであります。一般会計649億4千万円の数パーセントの組みかえ、過去の福祉犠牲型の行財政改革の中で過去最高水準までため込んだ財政調整基金と減債基金、146億6千万円の一部活用、福祉のための財源はつくり出すことができたはずであります。市政運営の根底には、なお国の悪政言いなりの福祉犠牲型の行財政改革の

流れがたく流れていることを指摘しなければなりません。

第2の視点は、無駄遣いをなくすということです。巨費を投じる新体育館建設のごり押しなどの予算計上があります。市役所建設に続く新体育館建設ですが、無駄遣いが強引に押し通されるときにまず排除されたのが市民であり、用意されるのが市長の諮問機関と事前に形成された市の意思の完結、根拠となる公共施設に関する第3次実施計画に重大な矛盾があり、これを指摘されてもミスでしたとかわし、さらに過去には法令違反まであったわけであります。こうした枠組みの中で国の補助金、新しい借金枠、市のため込み金を背景に、新たな無駄遣いが行われる気配さえ残したままであります。また福岡音楽大学誘致のために2年続けて配置する担当主査は、森友学園や加計学園にかかわりのある地方公共団体でも行わなかったような特別措置であり、本来当該法人が行うべき仕事を本市の職員が行うことは、予算の無駄遣いであり、人材の無駄遣いと言うべきものであります。しかも、さらなる大盤振る舞いの導火線にもなりかねないわけです。

第3の視点は、清潔で透明な、公正な市政運営という視点です。筑豊ハイツの再整備に当たり九特興業株式会社との12億5100万円の随意契約を押し通す新方式の採用、入札における格付の変更や総合評価方式の継続、当初の設立目的を逸脱した福岡ソフトウェアセンターや部落解放同盟や同和会への筋の通らない補助金、人権ネットいづかに対する14年連続の随意契約の委託料などがあります。大規模改修すれば15億円という現在の体育館があるのに、総事業費46億円に上る巨費を投ずる新体育館をつくる財源とした最適化債の活用という説明を3月議会最終日、委員会の審査も終了したというのに開会の直前に駆け込みで、財源変更とそれにかかわる計画変更を説明しようというのは、体育館のあり方の検討過程に一貫して流れる市民軽視、議会軽視のあらわれであり極めて異常であります。こうしたことがなぜ起きるのか、住民のチェックが必要です。

平成29年度決算、一般会計、特別会計、企業会計合わせますと、決算額は1300億円です。第2次総合計画の10カ年では歳入歳出合計は、1兆3千億円という巨額になるわけであります。最近では子どものための療育施設の市有地無償貸し付けをめぐる麻生グループの横暴、市の言いなりに続いて今回、不透明な市政運営が浮き彫りになる予算計上と市政運営になっていて、これをこのまま無視するのか、片峯市政は厳しく問われています。以上で私の討論を終わります。

○議長（藤浦誠一）

ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第5号 平成31年度飯塚市一般会計予算」の委員長報告は、原案可決であります。

委員長報告のとおり決することに、賛成の議員は、ご起立願います。

（起立）

賛成多数。よって、本案は、原案可決されました。

「議案第45号 教育委員会委員の任命につき議会の同意を求めること」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（片峯 誠）

ただいま上程されました「議案第45号 教育委員会委員の任命につき議会の同意を求めること」についてご説明いたします。「議案第45号」は平成31年5月16日付をもって任期満了となります教育委員会委員につきまして、高石双樹氏を引き続き、同委員として任命したいと存じますので議会の同意を求めるものであります。よろしく願いいたします。

○議長（藤浦誠一）

提案理由の説明が終わりました。お諮りいたします。本案は、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案は、委員会付託を省略することに決定いたしました。質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第45号 教育委員会委員の任命につき議会の同意を求めること」について、同意することに賛成の議員は、ご起立願います。

( 起 立 )

全会一致。よって、本案は、同意することに決定いたしました。

ただいま任命に同意いたしました高石双樹さんから、挨拶をしたい旨の申し出がっておりますので、これをお受けいたします。高石双樹さん。

○高石双樹

失礼いたします。ただいま皆様のご同意をいただき、教育委員に就任いたします高石双樹と申します。現在、飯塚市の教育は全国的にも先進的な取り組みのもと、確実な成果を生み、その実績を重ねています。そのような中、教育委員としてのお役目をいただきますことに改めて襟を正させていただき思いでこの場に立たせていただいております。

最近、アンデルセンの「裸の王様」という絵本を読み返しました。王様に裸だと言ったあの子どもは、男の子はその後どうなったんだろうか。言葉をちゃんと声に出して評価されたんだろうか。もしくは、おとがめを受けて、次からは裸の王様を見ても王様、立派なお召し物ですわねと言うような大人になってしまったんじゃないだろうかとか、そんなことを学校訪問の飯塚市の子どもたちのきらきら輝く目を思い出しながら、自問させていただいているようなところです。全ては全ての子どもたちのために未来の飯塚市のためにグローバルな視野をもって微力を尽くしてまいります。本日は、貴重な時間をお取りいただき、このようなご挨拶をさせていただき場をいただきましたこと、改めてお礼申し上げます。どうぞ、よろしく願いいたします。

○議長(藤浦誠一)

「議案第46号 農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めること」から「議案第64号 農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めること」までの19件を一括議題いたします。提案理由の説明を求めます。市長。

○市長(片峯 誠)

ただいま上程されました「議案第46号」から「議案第64号」の農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについてご説明いたします。平成31年3月31日付をもって任期満了となります農業委員会委員につきまして、平成31年4月1日より須堯忠臣氏、伏原和也氏、小山光治氏、深町義則氏、茅野兵次郎氏、大熊 眞氏、藤田武治氏、多田信之氏、浅田和裕氏、原田敏行氏、福澤正剛氏、城石隆生氏、高野敏治氏、新開 剛氏、畠中五恵子氏、奥野由佳氏、岡松美由紀氏、大隈秀文氏、上田高志氏を任命したいと存じますので、議会の同意を求めるものであります。よろしく願いいたします。

○議長(藤浦誠一)

提案理由の説明が終わりました。お諮りいたします。本案19件は、会議規則第36条第3項の規定により、いずれも委員会付託を省略したいと思います。これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって、本案19件は、いずれも委員会付託を省略することに決定いたしました。質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第46号 農業委員会の委員の任命につき議会の同意を求めること」から「議案第64号 農業委員会の委員の任命につき議会の同意を求めること」までの19件について、同意することに賛成の議員は、ご起立願います。

( 起 立 )

全会一致。よって、本案19件は、いずれも同意することに決定いたしました。

「議案第65号 人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めること」及び「議案第66号 人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めること」、以上2件を一括議題といたします。提案理由の説明を求めます。市長。

○市長(片峯 誠)

ただいま上程されました「議案第65号」から「議案第66号」の人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めることについてご説明いたします。平成31年6月30日付をもって任期満了となります人権擁護委員につきまして、「議案第65号」は、山本峰子氏を引き続き同委員の候補者として、「議案第66号」は、田外憲治氏を新たに同委員の候補者として推薦したいと存じますので、議会の意見を求めるものであります。よろしく願います。

○議長(藤浦誠一)

提案理由の説明が終わりました。お諮りいたします。本案2件は、会議規則第36条第3項の規定により、いずれも委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって、本案2件は、いずれも委員会付託を省略することに決定いたしました。質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第65号 人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めること」について、同意することに賛成の議員は、ご起立願います。

( 起 立 )

全会一致。よって、本案は、同意することに決定いたしました。

次に、「議案第66号 人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めること」について、同意することに賛成の議員は、ご起立願います。

( 起 立 )

全会一致。よって、本案は、同意することに決定いたしました。

「議員提出議案第1号」及び「議員提出議案第2号」、以上2件を一括議題といたします。提案理由の説明を求めます。26番 道祖 満議員。

○26番(道祖 満)

「議員提出議案第1号」及び「議員提出議案第2号」、以上2件について提案理由の説明をいたします。本案2件は、いずれも意見書案であり配付しておりますので、案文の朗読は省略し、送付先を申し述べさせていただきます。

「食品ロス削減に向けてのさらなる取り組みを進める意見書(案)」、これは衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、環境大臣及び内閣府特命担当大臣、消費者及び食品安全特命担当大臣であります。この皆様宛てに意見書を送付したいと思っております。

「妊婦が安心できる医療提供体制の充実と健康管理の推進を求める意見書(案)」は、内閣総理大臣及び厚生労働大臣宛てにそれぞれ提出したいと考えております。

以上で提案理由の説明を終わります。

○議長(藤浦誠一)

提案理由の説明が終わりました。お諮りいたします。本案2件は会議規則第36条第3項の規定により、いずれも委員会付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって、本案2件は、いずれも委員会付託を省略することに決定いたしました。質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論を終結いたします。採決いたします。「議員提出議案第1号 食品ロス削減に向けてのさらなる取り組みを進める意見書の提出」及び「議員提出議案第2号 妊婦が安心できる医療提供体制の充実と健康管理の推進を求める意見書の提出」、以上2件について、いずれも原案どおり可決することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって、本案2件は、いずれも原案可決されました。

「報告第1号 平成30年度飯塚市土地開発公社予算の補正」の報告を求めます。土木建設課長。

○土木建設課長(中村洋一)

「報告第1号 平成30年度飯塚市土地開発公社予算の補正」について地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、ご報告いたします。

議案書の61ページをお願いいたします。今回の補正は、事務事業の実績見込みによるものでございます。収益的収入及び支出における収益的収入ですが、既決額985万5千円を第2款第2項、雑収益の運営費補助金8万9千円を増額補正し、994万4千円としております。収益的支出は、既決額985万5千円を第2款第1項の販売費及び一般管理費8万9千円を増額補正いたしまして、994万4千円となっております。なお、増額の主な要因は、飯塚市土地開発公社を兼務する職員の人事院勧告に伴う人件費負担金の増額によるものでございます。以上、簡単ではございますが、「報告第1号」の説明を終わらせていただきます。

○議長(藤浦誠一)

報告が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますのでご了承願います。

「報告第2号 専決処分の報告(市道上の車両損傷事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解)」及び「報告第3号 専決処分の報告(車両損傷事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解)」、以上2件の報告を求めます。土木管理課長。

○土木管理課長(中村 章)

「報告第2号」及び「報告第3号」の専決処分の報告について、一括してご報告いたします。

まず、「報告第2号」の報告をいたします。議案書の62ページをお願いいたします。この報告は、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、市道上の車両損傷事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解について専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により報告を行うものでございます。

本件事故は、平成30年10月29日、月曜日、午前8時ごろ、潤野地内、市道ノシヲ・清水田線において、当事者が市道からアパート駐車場に入ろうとしたところ、側溝と砂利道の間に段差があったために車両左側下部を損傷し、なおかつその衝撃でハンドルをとられ、駐車場入り口のフェンス基礎に接触し、車両左側後部及びホイールを損傷させたものでございます。本件事故の過失割合は市側が40%であり、損害賠償額は9万8932円となっております。

道路点検補修につきましては、日ごろから広報等での状況提供の依頼の掲載や職員への呼びか

け、パトロール等におき、補修箇所を発見しました際には迅速に対応しておりますが、さらに気をつけてまいります。

次に、「報告第3号」の報告をいたします。議案書の64ページをお願いいたします。この報告は、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、車両損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解についての専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により報告を行うものでございます。

本件事故は、平成30年10月6日、土曜日、午後5時ごろ、土木管理課の所管であります飯塚駅前自転車駐車場に設置しておりましたカラーコーンが台風20号の強風で飛ばされ、隣接しておりますJR職員駐車場に駐車中の相手側車両に接触し、フロントバンパーを損傷させたものでございます。本件事故の過失割合は市側が100%であり、損害賠償額は9万8600円となっております。

今回の事故におきましては、台風接近に伴う施設点検が不十分であったことにより発生したものであり、今後はさらなる指導、注意喚起を行ってまいります。以上、簡単ではございますが、報告を終わります。

○議長（藤浦誠一）

報告が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。本件2件は、いずれも報告事項でありますのでご了承願います。

「報告第4号 専決処分の報告（車両損傷事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解）」の報告を求めます。穂波支所経済建設課長。

○穂波支所経済建設課長（土師正信）

「報告第4号」の専決処分についてご報告いたします。この件につきましては地方自治法第180条第1項の規定に基づき、車両損傷事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解について専決処分を行いましたので、同条第2項の規定により報告を行うものでございます。

議案書の66ページをお願いいたします。事故の概要につきましてご説明いたします。平成30年12月10日、月曜日、正午ごろ、相手方が市管理道を走行中、対向車と離合のため車両を道路左端に寄せたところ左側前後輪が落ち葉に埋もれた開渠のU字側溝に脱輪し、フロントバンパー、左側フェンダー、左側前後輪等を損傷させたものでございます。本件事故につきましては、市の過失割合を80%とし、市が相手側に修理費用として損害賠償金33万3677円を支払うことで平成31年2月13日に示談が成立しております。

また事故の再発防止のため、事故翌日には開渠側溝のしゅんせつ及び側溝ふたの設置を完了しております。以上、簡単ではございますが、専決処分の報告を終わります。

○議長（藤浦誠一）

報告が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますのでご了承願います。

「報告第5号 専決処分の報告（交通事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解）」の報告を求めます。筑穂支所市民窓口課長。

○筑穂支所市民窓口課長（大久保秀信）

「報告第5号 専決処分の報告（交通事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解）」につきましてご報告いたします。議案書の68ページをお願いいたします。この報告は地方自治法第180条第1項の規定に基づき専決処分を行いましたので、同条第2項の規定に基づき報告するものです。

本件事故は、平成30年8月9日、木曜日、午前9時19分ごろ、国道200号線秋松交差点付近におきまして、筑穂支所市民窓口課職員が公用車にて防災センターへ向かう際、交差点通過

直後に前方を走行していた相手方車両が徐行し、停止している状況に気づくのがおくれ、相手方車両の後方左部分に衝突し、双方の車両を損傷させ運転者に対して人身傷害を負わせたものでございます。本件事故に係る車両への物件損害につきましては、さきの12月議会におきまして和解による専決処分の報告をさせていただいております。今回、車両所有者とは異なる別の運転者に対する人身傷害の示談につきまして、市側100%の過失割合とし、治療費、慰謝料等45万5444円を相手方へ支払うものでございます。

今回の事故でございますが、当該職員の前方不注意が大きな要因でありますことから、今後このような事故を起こさないよう集中力を持って運転し、常に安全運転に努めるよう注意喚起を行い、再発防止に努めてまいります。以上、簡単ではございますが、報告を終わります。

○議長（藤浦誠一）

報告が終わりましたので質疑を許します。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますのでご了承願います。

「報告第6号 専決処分の報告（支払督促申立に対する異議申立て（学校給食費請求事件））」及び「報告第7号 専決処分の報告（支払督促申立に対する異議申立て（学校給食費請求事件））」、以上2件の報告を求めます。学校給食課長。

○学校給食課長（小柳朋之）

「報告第6号」及び「報告第7号」について、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、学校給食費請求事件の必要な訴えの提起について専決処分をしましたので、同条第2項の規定に基づきご報告申し上げます。

「報告第6号」は議案書の70ページ、「報告第7号」は71ページでございます。事件の概要の2件、2名の者は学校給食費を滞納し、再三の催告にもかかわらず納入せず、協議のための呼び出しにも応じなかったため、飯塚簡易裁判所に支払督促の申し立てを行いました。この支払督促に対し相手方が督促異議の申し立てを行ったため、民事訴訟法第395条の規定により、訴訟手続に移行したものでございます。

今後も引き続き学校給食費の支払いに対し誠意を示さない滞納者につきましては、公正、公平性の観点から厳正に法的措置を行い、適正化に努めてまいります。以上、簡単ですが、報告を終わります。

○議長（藤浦誠一）

報告が終わりましたので質疑を許します。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。本件2件はいずれも報告事項でありますのでご了承願います。

○副議長（佐藤清和）

「議長のおいさつ」をお願いいたします。藤浦誠一議長。

○議長（藤浦誠一）

来る4月25日をもちまして現飯塚市議会議員の任期は満了となり、この定例会が私どもの任期における最後の議会となりますことから、閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

私、一昨年議長としてご推挙いただき、至らぬ点は、多々あったものと反省いたしておりますが、就任以来、皆様方のご理解とご協力をいただき、職責を全うすることができました。まずは心から感謝を申し上げたいと思う次第であります。顧みますと、平成27年4月に市民の負託を受け、はや4年が過ぎようとしております。この間、片峯市長を初め執行部の皆様とは市政発展に向け、互いに切磋琢磨し、厳しい論議を闘わせてまいりました。これもひとえに13万市民の福祉とふるさと飯塚の繁栄を願ってのことであり、その点ご理解をいただきたいと存じます。

さて、今期をもって勇退されます議員各位におかれましては、本市の福祉向上に大きく貢献いただきましたことに厚く御礼を申し上げます。本当にお疲れさまでございました。どうぞこれか

らも本市発展のためご指導、ご協力をいただきますようお願いを申し上げます。また、4月の市議選に再出馬をされます皆様方におかれましては、当選の栄に浴され、再びこの議場でお会いできますよう格段のご奮闘をお祈り申し上げます。そして、改選の後、5月には平成から新たな時代へと移り変わります。私ども議会は、それぞれの市民の皆様から信託をいただいた思いを胸に引き続きこれまで以上に住民の福祉の増進を図るため、地方自治における大切な役割を担っていくこととなります。ふるさと飯塚がもっともっと元気や勇気や和気があふれるまちとなりますよう努力を惜しまず、さらに取り組んでいかなければならないと思う次第であります。

終わりに議員各位及び市長を初め、執行部の皆様のご苦勞とご努力に対し、心から感謝を申し上げます。誠にありがとうございます。お疲れさまでした。

( 議長交代 )

○議長(藤浦誠一)

「市長のあいさつ」をお願いいたします。

○市長(片峯 誠)

本会議の貴重なお時間をいただきまして、議員の皆様方に一言ご挨拶を申し上げます。まずもって本市議会の定例会が議員各位のご理解とご協力によりまして、本日ここに閉会を迎えましたことに対し厚くお礼申し上げます。皆様方には、この議会が任期中の最後の議会であり、教育長時代を含む4年間の思い出が走馬灯のように去来し、私も皆様方と同じく感慨、ひとしおでございます。特に市長就任時にこの席で決意の一端を述べさせていただき2年が過ぎました。まさに光陰矢のごとし。時の速さと重みを今さらながらに実感しております。この4年間を振り返りますと、浸水対策、新庁舎及び交流センターの整備、そして小中学校施設整備といった重要施策に加え、新体育館の建設や筑豊ハイツの再整備など、未来への投資となる次の世代にふるさとを引き継ぐための基盤づくりを進めてまいりました。事業の推進に当たり、時には厳しいご意見、ご指摘もございましたが熱心にご議論いただき、かつ丁寧にご審議いただき、着実な歩みを進めて来られましたことは、ひとえに皆様方のご指導とご鞭撻の賜物であると改めて深く感謝申し上げます。

今回の任期をもちましてご勇退される議員の皆様におかれましては、市政の発展と市民福祉の向上のためご尽力されて来られましたことに心から敬意と感謝の意を表しますとともに、今後ともご健康にご留意されまして飯塚市発展のために力添えを賜りますようお願い申し上げます。また、来る4月の市議会議員選挙に引き続きご出馬される皆様方におかれましては、見事当選を果たされまして、再びこの議場でお目にかかれますよう格段のご健闘を心からお祈り申し上げます。

結びに長年にわたるご厚情に対し心から感謝を申し上げますとともに皆様方のさらなる飛躍とご健勝、ご多幸をご祈念申し上げます。私の惜別とお礼のご挨拶とさせていただきます。4年間、本当にありがとうございます。

○議長(藤浦誠一)

署名議員を指名いたします。13番 守光博正議員。20番 上野伸五議員。

以上をもちまして、本定例会の議事日程の全部を終了いたしましたので、これをもちまして、平成31年第1回飯塚市議会定例会の閉会いたします。大変長い間お疲れさまでした。

午後 0時27分 閉会

◎ 出席及び欠席議員

( 出席議員 27名 )

1番	藤浦誠一	16番	吉田健一
2番	佐藤清和	17番	福永隆一
3番	瀬戸光	18番	城丸秀高
4番	兼本芳雄	19番	松延隆俊
5番	光根正宣	20番	上野伸五
6番	奥山亮一	21番	田中博文
7番	川上直喜	22番	鯉川信二
9番	明石哲也	23番	古本俊克
10番	秀村長利	24番	森山元昭
11番	永末雄大	25番	勝田靖
12番	田中裕二	26番	道祖満
13番	守光博正	27番	坂平末雄
14番	江口徹	28番	平山悟
15番	梶原健一		

◎ 職務のため出席した議会事務局職員

議会事務局長 井 桁 政 則

議会事務局次長 許 斐 博 史

議事総務係長 岩 熊 一 昌

書 記 山 本 恭 平

議事調査係長 太 田 智 広

書 記 伊 藤 拓 也

書 記 今 住 武 史

◎ 説明のため出席した者

市 長 片 峯 誠

副 市 長 梶 原 善 充

教 育 長 西 大 輔

企 業 管 理 者 石 田 慎 二

総 務 部 長 安 永 明 人

行政経営部長 倉 智 敦

市民協働部長 森 口 幹 男

市民環境部長 中 村 雅 彦

経 済 部 長 諸 藤 幸 充

福 祉 部 長 山 本 雅 之

都市建設部長 今 井 一

教 育 部 長 久 原 美 保

企 業 局 長 實 藤 和 也

国際交流推進室長 原 田 一 隆

都市施設整備推進室長 藤 中 道 男

環境施設等広域化担当次長 永 岡 秀 作

公営競技事業所長 山 本 康 平

福 祉 部 次 長 石 松 美 久

都市建設部次長 堀 江 勝 美

高齢介護課長 小 西 由 孝

土木管理課長 中 村 章

土木建設課長 中 村 洋 一

徳波支所経済建設課長 土 師 正 信

筑徳支所市民窓口課長 大久保 秀 信

学校給食課長 小 柳 朋 之